



報道発表資料 2枚

令和8年3月10日
福島県
福島地方気象台

宇多川における洪水予報の運用変更について

福島県及び福島地方気象台は、平成22年7月に宇多川を水防法第11条による洪水予報河川として指定し、避難行動の支援及び洪水被害の軽減を図ってきましたが、令和元年10月の東日本台風による被害を踏まえ、その後の改良復旧事業の工事が完了したことから、基準観測所（中村水位観測所）における避難指示等の判断となる基準水位を変更します。

これら基準等の見直しにより、宇多川における洪水予報をより適切に運用することが可能となるため、市における円滑な避難情報の発令、並びに住民の安全の確保に資すると期待されます。

1. 運用変更日時

令和8年3月17日（火）13:00

2. 対象河川・基準地点（基準観測所）

対象河川：宇多川水系宇多川

基準地点：中村水位観測所

3. 洪水予報の発表基準水位見直しの概要

名称	水位		概要	警戒レベル (洪水予報で発表される情報)
	見直し前	見直し後		
氾濫危険水位	3.4m	3.3m	洪水により相当の家屋浸水等の被害が生ずる氾濫の起こる恐れがある水位であって、市町村長が発表する避難指示の目安となる水位。	警戒レベル4相当 (氾濫危険情報)
避難判断水位	2.7m	3.0m	住民に対し氾濫発生危険性についての注意喚起を開始する水位であって、市町村長が発表する避難準備情報の目安となる水位。	警戒レベル3相当 (氾濫警戒情報)
氾濫注意水位	2.3m	2.7m	洪水による災害の発生を警戒すべき水位であって、水防団が水防活動に出動する水位。	警戒レベル2相当 (氾濫注意情報)
水防団待機水位	1.3m	1.8m	水防団が水防活動の準備を始める目安となる水位。	警戒レベル1相当 (早期注意情報)

・ 今後は、新たな水位を基に福島県と福島地方気象台が共同で洪水予報を発表します。

【問い合わせ先】

土木部 河川整備課 主幹兼副課長 猪狩 洋

電話 024-521-7644(内線 3585) Fax024-521-7952



福島県河川整備課

宇多川水系宇多川 洪水予報実施区間



水系名	河川名	観測所名	基準水位				
			氾濫危険水位 (m)	避難判断水位 (m)	氾濫注意水位 (m)	水防団待機水位 (m)	
宇多川	宇多川	中村	現行	3.4	2.7	2.3	1.3
			変更	3.3	3.0	2.7	1.8

